

令和 7 年 1 月 1 5 日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。

記

1. 件 名

HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 2）（評価）

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 04・05・06 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の C 等級以上に格付けられ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3. 応募条件

- (1) 宇宙プログラムにおける軌道上観測・実験機器にて、早期（開発期間 2～3 年）の宇宙技術実証を成功させた実績を有すること。（過去において、宇宙プログラムにおける軌道上観測・実験機器にて、早期（開発期間 2～3 年）の宇宙技術実証を成功させた実績が証明できる、契約書類等の写しの提出）
- (2) 番号 1 について、早期実現に向けて民生品をベースとして宇宙搭載化に向けて放射線等の評価や部品交換を行い、1 年以上宇宙実証（過去において、番号 1 の早期実現に向けて民生品をベースとして宇宙搭載化に向けて放射線等の評価や部品交換を行い、1 年以上宇宙実証（宇宙滞在ではなく、宇宙実証期間）した実績を証明できる書類を提示）
- (3) HGV の飛行特性、構造・材料に関する知見を有し、関連する契約実績を有すること。（HGV の飛行特性、構造・材料に関する知見を有し、関連する契約実績を証明できる書類を提示）
- (4) 低軌道から短波長及び中波長赤外線の実験装置の開発実績および、それぞれの観測実績を有すること。（低軌道から短波長及び中波長赤外線の実験装置の開発実績および、それぞれの観測実績を証明できる書類を提示）

4. 応募要領

- (1) この公募に、応募を希望するものは、応募条件を満たすことを証明する資料、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、仕様書 1.4 e)、h)、i) に定める本役務の実施体制並びに仕様書 4.3 に定める情報保全に係る履行体制に関する資料（詳細は別に示す）を 令和 7 年 1 月 2 9 日（水）の 1 8 : 0 0 までに提出しなければならない。
- (2) 問い合わせ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1 電話 0 3-3 2 6 8-3 1 1 1（代）
ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について
防衛省大臣官房会計課契約係 中島 内線 2 0 8 2 4（庁舎 A 棟 1 0 階）
Email nakajimarof@ext.mod.go.jp
イ 応募条件について
防衛省大臣官房会計課物品管理係 内線 2 0 8 1 6（庁舎 A 棟 1 0 階）
Email naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

5. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。
- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

6. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。
また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

7. その他

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 2）（評価）の
実施体制並びに情報保全に係る履行体制に関する資料について

仕様書 1.4 e)、h)、i)に定める本役務の実施体制並びに仕様書 4.3 に定める情報保全に係る履行体制に関する資料については以下のとおりとする。

○本役務の実施体制に関する資料

- ① 業務従事者リスト及び次に示す履歴資料
- ② 業務従事者に係る履歴資料は、任意の書式により次の内容を記載する。
各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等（修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。）

○情報保全に係る履行体制に関する資料は、次を標準とする。

- ① 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、秘密等及び保護すべき情報等（保護すべき情報については、情報セキュリティ通達第 5 項 4 号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われる場合は、代表者、役員、管理職員等であっても、取り扱いを制限された情報には接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則（締約締結のときまでに施行予定であるときは、当該施行期日が明記された発簡済みの未施行規則）の写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。）
- ② 契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者（③において「親会社等」という。）の一覧及び契約相手方との資本又は契約（名称如何を問わない何らかの合意をいい、間接契約、三者間契約等を含む。以下同じ。）関係図
- ③ 顧客との契約に基づき契約相手方以外の者に対する伝達又は漏えいが禁じられた情報が報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された契約相手方とその親会社等との関係を規定する契約を化体する書面すべての写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。）

仕様書

調達要求番号：			1/11
品 件 名	HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 2）（評価）	仕様書番号	
		作成年月日	令和 6 年 1 2 月 1 8 日
		作成部課名	防衛政策局戦略企画参事官

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 2）（評価）（以下、「本事業」という）を行うために必要な事項を規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表 1 のとおりとする。

表 1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	HTV-X	国際宇宙ステーション（ISS）への物資輸送機
2	HGV	極超音速滑空兵器

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

1.3.1 引用文書等

1.3.1.1 仕様書

a) 5-05-0041 HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 1）仕様書

1.3.1.2 法令等

- a) 電波法（昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号）
- b) 航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）
- c) 特許法（昭和 3 4 年法律第 1 2 1 号）
- d) 著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）

- e) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）
- f) 知的財産基本法（平成14年法律第122号）
- g) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

1.3.1.3 その他

- a) JOX-2024044 HTV-X/SILVER インタフェース管理仕様書
- b) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第4608号（19. 4. 27））
- c) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁）（事）第137号（4. 3. 31）（以下、「情報セキュリティ通達」という。）
- d) IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号（3. 1. 21））
- e) 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号（31. 1. 9））

1.4 契約相手方の条件

契約相手方は、本事業の実施に当たって次の体制を確保していること。

- a) 宇宙プログラムにおける軌道上観測・実験機器にて、早期（開発期間 2～3 年）の宇宙技術実証を成功させた実績を有すること。
- b) 前項について、早期実現に向けて民生品をベースとして宇宙搭載化に向けて放射線等の評価や部品交換を行い、1 年以上宇宙実証（宇宙滞在ではなく、宇宙実証期間）した実績を有すること。
- c) HGV の飛行特性、構造・材料に関する知見を有し、関連する契約実績を有すること。
- d) 低軌道から短波長及び中波長赤外線の実験装置の開発実績および、それぞれの観測実績を有すること。
- e) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- f) 前項 e) の業務従事者には、小型観測衛星の設計製造経験、及び運用経験を有する者を含めること。
- g) 前項 e) の業務従事者には、HTV-X とのインタフェース、赤外線センサ、およびレーザー強度計測装置（可視光および赤外光）の分野における技術を有する者を含めること。
- h) 前項 e) の業務従事者が前記 f) g) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）等を有すること。

- i) 前項 e) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2. 本事業に対する要求

2.1 本事業の概要

HTV-X の宇宙実証プラットフォームに搭載する赤外線センサ、レーザー強度計測装置（以下、ミッション機器という）について、ミッション機器の運用および取得したデータの評価を行うこと。

赤外線センサにおいては HGV 等を探知するための基礎技術の確立に向けたデータ取得を考慮し、レーザー強度計測装置においてはレーザー測距装置から照射されたレーザービームを軌道上にて受光しレーザー測距装置の性能評価に資するデータ取得を考慮して、運用および評価を行うものとする。

2.2 本事業の内容

2.2.1 運用計画の検討

貸付文書（システム設計報告書、詳細設計（ミッション機器）報告書等）における運用に関する内容を受け、ミッション機器の運用計画の検討を行うこと。この計画において、運用手順書の作成を含むものとする。

運用計画の検討を行う際に、必要となる JAXA HTV-X チームとの技術調整を実施すること。

赤外線センサにおいては地球直下方向およびリム方向のそれぞれの視野における背景の撮影および模擬観測物体の観測を、地理条件、季節、時間帯、天候等を変えて行うこと。レーザー強度計測装置においてはセンサ指向方向を固定しながらの計測とレーザー測距装置を追尾しながらの計測を、時間帯、天候等を変えて行うこと。また、この観測と計測の日程等の計画、データ取得及び評価を効率的に行うための方法について検討を行うこと。

赤外線センサの観測データ及びレーザー強度計測装置の計測データにおける取得ケース数を表 2 に示す。

検討結果については、ミッション機器運用計画書を作成するとともに、運用計画確認会を開催し、官側の確認を得た後、提出するものとする。

また、部隊支援が必要な試験となる模擬観測物体の観測およびレーザー強度計測については、各試験の前に官側と調整を行うものとする。

2.2.2 観測、計測データの取得、評価

赤外線センサの観測データ及びレーザー強度計測装置の計測データにおける取得ケース数と評価パラメータ、評価ケース数を表 2 に示す。

評価結果および運用結果については、ミッション機器運用報告書を作成するとともに、運用後評価会を開催し、官側の確認を得た後、提出するものとする。

表2 観測、計測データの取得、評価ケース数（基準）

赤外線センサ：観測データ					
項目	背景	評価パラメータ	取得ケース数	評価ケース数	備考
模擬物体観測	ナディア※ 又はリム	地理条件、時間帯、天候、季節、 撮像設定、等	30	20	
背景画像観測	リム		20程度	13	
	ナディア※		200程度	13	

※本表でのナディアの記載は、「ナディア」と「オフナディア（地心方向から傾きあり）」を含む

レーザー強度計測装置：計測データ					
項目		評価パラメータ	取得ケース数	評価ケース数	備考
初期確認		固定、追尾、レーザー種類	4	— (評価対象外)	
計測		固定、追尾、レーザー種類、時間帯、天候、等	64	32	

2.3 作業実施計画書の作成

契約相手方は、契約締結後速やかに、本事業に関する作業実施計画書（実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、再委託（外注）先等を含む。）を官側に提出し、承認を得るものとする。

2.4 官民調整会の実施

契約相手方は、官側と調整の上、月1回程度を基準に、官民調整会を実施し、進捗状況、観測実証試験を進めていく上での課題並びに対策及び、じ後の観測実証試験の方向性について調整するものとする。また、契約相手方は、官民調整会終了後、速やかに議事録を官側にデータで提出すること。官民調整会の実施場所は防衛省市ヶ谷地区を基準とし、官民調整会の資料は、契約相手方が調整会の場に持参するとともに、会議後官側にデータを提出すること。

2.5 各種確認会等の実施

契約相手方は、官側と調整の上、2.2項で要求している各種確認会等（運用計画確認会、運用後評価会）を実施すること。各種確認会等の実施に際しては、官側に報告内容の事前説

明を行うこと。また、契約相手方は、各種確認会等終了後、速やかに議事録を官側にデータで提出すること。各種確認会等の実施場所は防衛省市ヶ谷地区を基準とし、各種確認会等の資料は、契約相手方が各種確認会等の場に持参するとともに、会議後官側にデータを提出すること。

2.6 成果報告会の実施

契約相手方は、表 3 に示す成果報告会を実施するものとする。

表 3 成果報告会

名称	実施場所	実施時期	
成果報告会	防衛省 市ヶ谷地区 (基準)	令和 11 年 3 月 (基準)	

- a) 測実証試験の結果について成果報告書に整理して報告するものとする。
- b) 官側からの指摘事項については最終報告書に反映するものとする。
- c) 議事録を作成するものとする。議事録は 1 部を電子データで官に送付するものとする。
- d) 使用する資料は Microsoft® Word、同 Excel、同 Power Point の 2016 バージョンと互換性のある形式を使用して作成するとともに電子データ (CD-R 又は DVD) にて提出すること。
- e) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、通信工学及び宇宙工学の知見を有さない者等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。

3. 品質保証

3.1 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4. その他指示

4.1 提出書類及び納入品

契約相手方は、表4に示す提出書類及び表5に示す納入品を官側に提出するものとする。
なおドキュメントは、1部は紙媒体、もう1部は電子媒体（CD-R または DVD-R）
によるものとするとともに、Microsoft® Word、同Excel、同Power
Pointの2016バージョンと互換性のある形式を使用して作成すること。

表 4 提出書類

番号	名称	数量	提出場所	提出時期	備考
1	作業実施計画書	2 部	防衛政策局戦略 参事官	契約締結後速 やかに	
2	官民調整会の資料			官民調整会時	
3	官民調整会議事録			官民調整会後 速やかに	
4	ミッション機器運用 計画書			各種確認会等 の実施時	
5	ミッション機器運用 報告書				
6	各種確認会等議事録			各種確認会等 の実施後速や かに	

- a) 官側からの指摘事項について、設計書、仕様書に反映するものとする。
- b) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- c) 取材先及び協力先がある場合は、そのリストを掲載するものとする。
- d) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。
なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。また、これらの標記の方法については、国際安全保障学会の執筆要綱に準拠するものとする。
- e) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。
- f) 仕様書は、部外の求めに応じて開示することがあり得るので、取材先及び協力先との関係等の理由で開示が不適当な事項については、不適当である理由を別途とりまとめて 1 部提出するものとする。
- g) 設計書、仕様書は、A 4 版で製本し、表紙及び背表紙にタイトルを印刷すること。また、市販ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で電子データ（CD-R または DVD-R ）にて提出するものとする。
- h) 各種確認会等は、2.5 項による。

表 5 納入品

名称	数量	納入場所	納期	備考
最終成果報告書	2 部	防衛政策局 戦略参事官	令和 11 年 3 月 30 日まで	

4.2 貸付文書

契約相手方は、表 6 に示す文書について、防衛政策局戦略企画参事官と調整の上、無償で貸付を受け、又は閲覧することができる。貸付場所は、防衛政策局戦略企画参事官を基準とする。貸付期間は都度調整とするが、返却は貸付期間を厳守すること。また、その他本事業に必要な文書が生じた場合は、防衛政策局戦略企画参事官と調整すること。

表 6 貸付文書

番号	名称	備考
1	防衛省仕様書 HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 1）	
2	HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 1）作業実施計画書	
3	HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 1）ミッション機器開発仕様書	
4	HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 1）システム設計報告書	
5	HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 1）詳細設計（ミッション機器）報告書	
6	HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 1）詳細設計（ソフトウェア）報告書	
7	HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 1）試験前確認会報告書（赤外線センサ）	
8	HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 1）試験前確認会報告書（レーザー強度計測装置）	
9	HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 1）試験後評価会報告書（赤外線センサ）	
10	HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 1）試験後評価会報告書（レーザー強度計測装置）	
11	HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 1）HTV-X インターフェース検討報告書	
12	HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証（その 1）維持設計報告書	

4.3 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- d) 保護すべき情報の細部については、表7の通りとする。

表7 保護すべき情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
・ 今後の具体的政策・運用構想に係る情報 ・ 上記の他、官が特に指定するもの	・ 防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報 ・ 官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの	・ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推される場合は保護の対象とする ・ 検討中資料において、官から提供された保護すべき情報が類推できるものについては、保護すべき情報としての取扱いが必要 ・ 企業において作成する情報から、官から提供された「保護すべき情報」が類推できる場合は、その作成された情報は、保護すべき情報となることに留意する。	

4.4 取材先及び協力先への聞き取り

本調査を実施する上で、取材先及び協力先への聞き取りが必要な場合は、契約相手方が直接実施するものとする。また、取材先及び協力先に防衛省の委託であることを明らかにする必要がある場合は、事前に官側と調整するものとする。

4.5 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官側の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官側の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4.6 器材等

契約相手方は、本実証に必要な器材等を準備するものとする。ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区で本業務を実施する上で必要な場合には、官側と調整の上、器材の貸付等を受けることができるものとする。

4.7 知的財産権及びその他の権利

- a) 契約相手方は、本役務の履行に際して、第三者が有する知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。

- b) 提出書類に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定される著作権をいう。以下同じ。）は官側に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本役務の以前から所有している著作権についてはこの限りではない。また、契約相手方は著作者人格権（同項に規定される著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。
- c) 契約相手方は、本役務の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を有するものを適法に利用して、提出書類を作成することができるものとする。この場合において、前号の規定にかかわらず契約相手方が著作権を官側に移転できないときは、当該部分にその旨を明示するものとする。
- d) 提出書類に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- e) 契約相手方が、前4号に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- f) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

4.8 その他

- a) 契約相手方は、不可抗力以外で官側の設備及び器材等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
 - b) 官側は、本役務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
 - c) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする
 - d) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日閣議決定）」の基準を満たすものであること。
- ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号										
	調 達 要 求 番 号										
	調 達 要 求 年 月 日										
	作 成 部 課		防衛政策局戦略企画参事官								
	作 成 年 月		令和6年12月18日								
品 名	HTV-X を活用した HGV 探知等に関する宇宙技術実証 (その2) (評価)										
仕 様 書 番 号											
1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報として指定された情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> - 今後の具体的政策・運用構想に係る情報 - 上記の他、官が特に指定するもの </td> <td> - 防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報 - 官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの </td> <td> - 官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推される場合は保護の対象とする - 検討中資料において、官から提供された保護すべき情報が類推できるものについては、保護すべき情報としての取扱いが必要 - 企業において作成する情報から、官から提供された「保護すべき情報」が類推できる場合は、その作成された情報は、保護すべき情報となることに留意する。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 特記事項				保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	- 今後の具体的政策・運用構想に係る情報 - 上記の他、官が特に指定するもの	- 防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報 - 官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの	- 官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推される場合は保護の対象とする - 検討中資料において、官から提供された保護すべき情報が類推できるものについては、保護すべき情報としての取扱いが必要 - 企業において作成する情報から、官から提供された「保護すべき情報」が類推できる場合は、その作成された情報は、保護すべき情報となることに留意する。	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考								
- 今後の具体的政策・運用構想に係る情報 - 上記の他、官が特に指定するもの	- 防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報 - 官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの	- 官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推される場合は保護の対象とする - 検討中資料において、官から提供された保護すべき情報が類推できるものについては、保護すべき情報としての取扱いが必要 - 企業において作成する情報から、官から提供された「保護すべき情報」が類推できる場合は、その作成された情報は、保護すべき情報となることに留意する。									